

令和5年度川西市原油等高騰対策中小企業支援金 募集要項

1 事業概要

原油等の価格の高騰による影響を受ける中小企業者に支援金を交付し、事業活動の継続支援を行います。

2 支援対象者

令和5年9月1日において市内に事務所又は事業所を有し、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有する事業者で以下に該当する者

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定するもの。
- (2) 下表に該当するもの

法人格	次に掲げる要件の全てを満たすもの
医療法人 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下であること。
企業組合 協業組合 集落営農組織 一般社団法人 一般財団法人	常時使用する従業員の数が300人以下であること。
特定非営利活動法人 公益法人 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下であること。

※上記に関わらず、下記のいずれかに該当する場合は支援対象者としません。

- (1) 中小企業者である個人のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業に係る届出書を提出していない者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例施行規則（平成24年川西市規則第36号）第2条第1号に規定する暴力団等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 支援対象経費

支援対象経費は業務を行う上で使用した光熱費（電気代、ガス代）及び燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）で、令和5年1月から9月までの間の任意の1月間に購入した金額の合計額とする。

4 支援金額

支援対象経費の20%に6を乗じた額。

※市内に複数の事業所・店舗がある場合でも1事業者1回限りとする。

【支援金額】

下限：5千円、上限：40万円

※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

5 申請受付期間

令和5年11月1日(水)から令和5年12月28日(木)まで

※申請受付期間中であっても、予算に達し次第終了となります。

6 申請方法

市ホームページ掲載の申請システムより申請ください。

(郵送・持参不可)

7 必要書類一覧

書類名	説明・具体例	
1. 申請書	申請システムに必要事項を記入	
2. 事業者確認書類	●確定申告の場合は、税務署受付印があるもの、又はe-TAXの場合は受信通知の写しを添付 ※受付印(受信通知)がない場合、税務署発行の納税証明書(その2所得金額用)を併せて添付)	
	個人の場合	青色申告 令和4年度の青色申告(確定申告書第一表と所得税青色申告決算書1ページ目)
	白色申告 令和4年度の白色申告(確定申告書第一表と収支内訳書1ページ目)	
	※令和5年1月1日以降に事業を開始した場合 個人事業の開業届出書の写し	
法人の場合	履歴事項全部証明書(概ね3か月以内に取得したもの、写しでも可)	
3. 代表者の本人確認書類の写し	法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード、運転免許証(両面)、パスポート、健康保険証等の写し ※住所、氏名、生年月日が分かるもの	
4. 事業所の所在確認写真2点	①事業所の外観全体がわかる写真 ②外観と、看板又は表札がわかる写真 ※市内に事業所が複数ある場合、主な市内の事業所(1か所)の写真を添付してください。	
5. 燃料油購入金額確認書類台紙	(手順1)油種別(ガソリン・軽油・灯油・重油)にR5.1~9月の任意のひと月の請求書類を添付 ※確認書類に購入年月日、油種、購入金額の記載があることをご確認ください。	
6. 電力・ガス購入金額確認書類台紙	(手順1)電力・ガス別に、R5.1~9月の任意のひと月の請求書類を添付 ※確認書類には購入年月日(検針日)、購入金額の記載があることをご確認ください。	

※申請書類一式は申請システムから出力可能。

8 事務局（申請受付・問い合わせ）

川西市原油等高騰対策中小企業支援金事務局

〒666-0011 川西市出在家町1-8（川西市商工会館内）

電話：072-744-5777

メール：genyu2023@e-kawanishi.org